



# 循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）

平成29年度補正予算（案）  
44,756百万円

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 市町村等が生活環境を保全するとともに廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 台風・地震等の自然災害が起こった場合には、必ずがれき等の災害廃棄物が発生する。これらの災害廃棄物は、基本的に市町村が有する廃棄物処理施設において処理されており、災害時に焼却施設が運転停止した場合には、日々発生する生活ごみの処理が滞るだけでなく、災害廃棄物の処理も不可能となる。結果、生活環境保全上の重大な支障を生じ、被災地域の迅速な復旧・復興に重大な支障を来すこととなる。
- ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、災害時にも自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

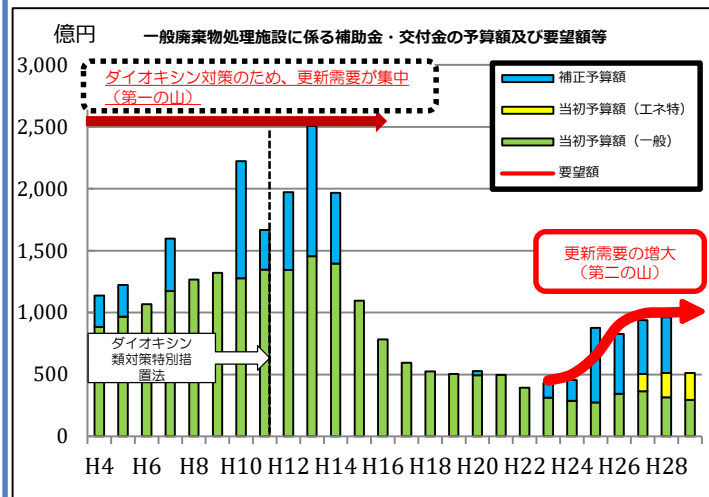
### 事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラであり、災害時には復旧・復興に不可欠な施設である廃棄物処理施設の整備を支援。

### 期待される効果

- 廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、災害時の地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。

## イメージ



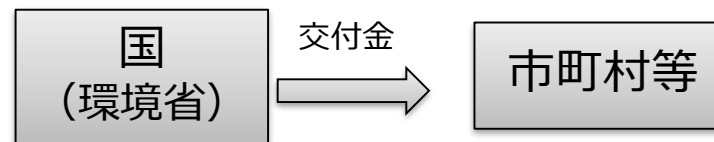
<廃棄物焼却施設・老朽化の現状>  
 全国1,141施設のうち  
 築20年超：401施設  
 築30年超：172施設  
 築40年超：25施設

（施設耐用年数：15～20年程度）



老朽化して休止した処理施設

### 事業スキーム



#### 【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

#### 【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

#### 【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。